

特定非営利活動法人タンポポ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人タンポポという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市名東区香流一丁目 909 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいを持つ方や社会的な立場の弱い方たちに寄り添い、地域社会で自信を持って生活できるように支援していくことで、障害福祉の分野での持続可能な発展を促進し、すべての人々が互いに支え合い、尊重し合える社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- (7) 子ども食堂の実施及び運営支援事業
- (8) 住宅確保要配慮者居住支援事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名

することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、こ

れを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前 2 項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があつたとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	坂本 妃都美
副理事長	岡橋 有希
理事	高橋 綾
監事	深谷 明日香
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立のから令和7年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0円 年会費 0円
 - (2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 0円
- 7 この定款は、令和6年10月16日より改訂施行する。
- 8 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（令和 年 月 日）から改訂施行する。

特定非営利活動法人タンポポ
令和 8 年度事業計画書

1 事業実施の方針

障がいを持つ方や社会的な立場の弱い方たちに寄り添い、地域社会で自信を持って生活できるように支援していくことで、障害福祉の分野での持続可能な発展を促進し、すべての人々が互いに支え合い、尊重し合える社会の実現を目指すために、下記の事業を行う。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障がい者向けグループホームの運営	(A) 通年 (B) 愛知県名古屋 市 (C) 43 名	(D) 障害福祉サ ービス受給 者 (E) 19 名	68,386
(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	今年度は実施予定なし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	今年度は実施予定なし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0

支援するための法律に基づく特定相談支援事業				
(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	今年度は実施予定なし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0
(5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	今年度は実施予定なし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0
(6) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	今年度は実施予定なし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0
(7) 子ども食堂の実施及び運営支援事業	子ども食堂の実施	(A) 通年 (B) 愛知県名古屋市 (C) 3名	(D) 近隣の子供たち (E) 不特定多数	0
(8) 住宅確保要配慮者居住支援事業	住宅確保要配慮者が円滑に住居に入居できるよう支援を行う	(A) 通年 (B) 愛知県名古屋市 (C) 3名	(D) 名古屋市近郊の方 (E) 不特定多数	100
(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	特になし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0

特定非営利活動法人タンポポ

令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

障がいを持つ方や社会的な立場の弱い方たちに寄り添い、地域社会で自信を持って生活できるように支援していくことで、障害福祉の分野での持続可能な発展を促進し、すべての人々が互いに支え合い、尊重し合える社会の実現を目指すために、下記の事業を行う。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障がい者向けグループホームの運営	(A) 通年 (B) 愛知県名古屋 市 (C) 43名	(D) 障害福祉サ ービス受給 者 (E) 19名	69,866
(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	今年度は実施予定なし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	今年度は実施予定なし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0

支援するための法律に基づく特定相談支援事業				
(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	今年度は実施予定なし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0
(5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	今年度は実施予定なし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0
(6) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	今年度は実施予定なし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0
(7) 子ども食堂の実施及び運営支援事業	子ども食堂の実施	(A) 通年 (B) 愛知県名古屋市 (C) 3名	(D) 近隣の子供たち (E) 不特定多数	0
(8) 住宅確保要配慮者居住支援事業	住宅確保要配慮者が円滑に住居に入居できるよう支援を行う	(A) 通年 (B) 愛知県名古屋市 (C) 3名	(D) 名古屋市近郊の方 (E) 不特定多数	200
(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	特になし	(A)- (B)- (C)-	(D)- (E)-	0

活動予算書

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	0	
賛助会員受取入会金	0	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4. 事業収益		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	83,500,000	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業収益	0	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	0	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業収益	0	
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	0	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益	0	
子ども食堂の実施及び運営支援事業収益	0	
住宅確保要配慮者居住支援事業収益	1,000,000	84,500,000
5. その他収益		
受取利息	1,000	
雑収益	600	1,600
経常収益計		84,501,600
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	33,000,000	
退職金積立費用	270,000	
法定福利費	1,820,000	
福利厚生費	3,200,000	
人件費計	38,290,000	
(2) その他経費		
仕入	6,400,000	
外注費	2,000,000	
研修費	800,000	
減価償却費	750,000	
修繕費	6,000,000	
事務用品費	400,000	
消耗品費	2,500,000	
水道光熱費	2,500,000	
地代家賃	7,500,000	
繰延資産償却	770,199	
開業費償却	203,640	
設備費	150,000	
支払利息	223,000	
その他経費計	30,196,839	
事業費計		68,486,839
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	4,500,000	
給料手当	0	
法定福利費	566,475	
人件費計	5,066,475	
(2) その他経費		
広告宣伝費	2,100,000	
顧問料	1,572,780	
旅費交通費	700,000	
支払手数料	290,000	
租税公課	45,000	
交際接待費	2,100,000	
保険料	360,000	
通信費	1,800,000	
諸会費	350,000	
車輛費	300,000	
新聞図書費	85,000	
会議費	100,000	
貸倒引当金繰入額	102,440	
雑費	150,000	
その他経費計	10,055,220	
管理費計		15,121,695
経常費用計		83,608,534
当期正味財産増減額		893,066
前期繰越正味財産額		1,009,794
次期繰越正味財産額		1,902,860

活動予算書

令和9年7月1日から令和10年6月30日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス等実施費	86,000,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき一般相談支援事業実施費	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき特定相談支援事業実施費	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき地域包括支援事業実施費	0		
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	0		
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益	0		
子ども食堂の実施及び運営支援事業収益	0		
住宅確保要配慮者居住支援事業収益	1,500,000	87,500,000	
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	600	1,600	
経常収益計			87,501,600
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	35,000,000		
退職金積立費用	270,000		
法定福利費	1,900,000		
福利厚生費	3,200,000		
人件費計	40,370,000		
(2) その他経費			
仕入	6,400,000		
外注費	1,800,000		
研修費	1,000,000		
減価償却費	750,000		
修繕費	6,000,000		
事務用品費	400,000		
消耗品費	2,000,000		
水道光熱費	2,500,000		
地代家賃	7,500,000		
繰延資産償却	770,199		
開業費償却	203,640		
設備費	150,000		
支払利息	223,000		
その他経費計	29,696,839		
事業費計		70,066,839	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	4,500,000		
給料手当	0		
法定福利費	566,475		
人件費計	5,066,475		
(2) その他経費			
広告宣伝費	2,100,000		
顧問料	1,572,780		
旅費交通費	520,000		
支払手数料	290,000		
租税公課	45,000		
交際接待費	2,100,000		
保険料	360,000		
通信費	1,800,000		
諸会費	350,000		
車輛費	300,000		
新聞図書費	85,000		
会議費	12,000		
貸倒引当金繰入額	102,440		
雑費	200,000		
その他経費計	9,837,220		
管理費計		14,903,695	
経常費用計			84,970,534
当期正味財産増減額			2,531,066
前期繰越正味財産額			1,902,860
次期繰越正味財産額			4,433,926